

基本計画の認定と連携した支援措置等

(1) 法に定める特別の措置

A. 市街地の整備改善

(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)	国土交通省	3 9
(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例(法第17条)	国土交通省	4 0
(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理(法第18条、第19条)	国土交通省	4 1
(エ)	事業用地適正化計画の認定の特例(法第20条)	国土交通省	4 1

B. 都市福利施設の整備

(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)	国土交通省	4 2
-----	-----------------------------------	-------	-----

C. 街なか居住の推進

(ア)	中心市街地共同住宅供給事業(法第22条～第34条)	国土交通省	4 2
(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例(法第35条)	国土交通省	4 3
(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)	国土交通省	4 3

D. 商業の活性化

(ア)	大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域)(法第36条・第37条)	経済産業省	4 4
(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務(法第38条、第42条)	経済産業省	4 4
(ウ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第7項、第40条)	経済産業省	4 5
(エ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第8項、第40条、第42条関係)	経済産業省	4 6
(オ)	中小企業信用保険法の特例(法第43条)	経済産業省	4 7
(カ)	地方税の不均一課税に伴う措置(法第48条)	総務省、 経済産業省	4 8

E. 公共交通機関、特定事業等

(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第9項第1号)	経済産業省	4 9
-----	--------------------------------------	-------	-----

(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う都市型新事業立地促進業務（法第38条）	経済産業省	5 0
(ウ)	共通乗車船券（法第39条）	国土交通省	5 0
(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第9項第2号、第44条、第45条）	農林水産省	5 1
(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第9項第3号、第46条）	国土交通省	5 2
(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第9項第4号、第47条）	国土交通省	5 3

(2) 認定と連携した支援措置

認定と連携した特例措置

A. 市街地の整備改善

(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	5 5
(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	5 6
(ウ)	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）	国土交通省	5 6
(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生土地地区画整理事業）	国土交通省	5 7
(オ)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	国土交通省	5 7

B. 都市福利施設の整備

(ア)	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	国土交通省	5 8
(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	5 8

C. 街なか居住の推進

(ア)	街なか居住再生ファンド	国土交通省	5 8
(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	5 9

D. 商業の活性化

(ア)	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	経済産業省	5 9
(イ)	中心街再生事業における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	経済産業省	6 0
(ウ)	中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	6 0
(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	6 1
(オ)	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	6 1

(カ)	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	6 1
-----	-----------------	-----	-----

E . 公共交通機関、特定事業等

(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	6 2
(イ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	国土交通省	6 2

(2) 認定と連携した支援措置

認定と連携した重点的な支援措置

A . 市街地の整備改善

(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））	国土交通省	6 3
(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業）	国土交通省	6 3
(ウ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	国土交通省	6 4
(エ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	国土交通省	6 5
(オ)	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）	国土交通省	6 5
(カ)	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備 下水道事業）	国土交通省	6 6
(キ)	みなとまち活性化支援	国土交通省	6 6
(ク)	社会資本整備総合交付金（河川事業）	国土交通省	6 6
(ケ)	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等 整備事業）	国土交通省	6 7
(コ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）	国土交通省	6 7
(サ)	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事 業）	国土交通省	6 8
(シ)	都市開発資金（都市環境維持・改善事業融資）	国土交通省	6 8
(ス)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	国土交通省	6 9
(セ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）	国土交通省	6 9
(ソ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	6 9
(タ)	まちづくり計画策定担い手支援事業	国土交通省	6 9

C . 街なか居住の推進

(ア)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	国土交通省	6 9
(イ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）	国土交通省	7 0
(ウ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	7 0
(エ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）	国土交通省	7 1

D . 商業の活性化

(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	経済産業省	7 1
(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	経済産業省	7 1

E．公共交通機関、特定事業等

(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	国土交通省	7 2
(イ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	国土交通省	7 2
(ウ)	都市環境改善支援事業	国土交通省	7 2

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

A．市街地の整備改善

(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業）	国土交通省	7 4
(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	国土交通省	7 4
(ウ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	国土交通省	7 4
(エ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）	国土交通省	7 4
(オ)	農村振興総合整備事業	農林水産省	7 5
(カ)	地域用水環境整備事業	農林水産省	7 5
(キ)	文化財建造物保存修理等事業	文部科学省	7 5
(ク)	伝統的建造物群保存修理等事業	文部科学省	7 5

B．都市福利施設の整備

(ア)	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	7 5
(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	7 5
(ウ)	安心こども基金	厚生労働省	7 5
(エ)	保育環境改善等事業	厚生労働省	7 6
(オ)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	厚生労働省	7 6
(カ)	公立文教施設の整備	文部科学省	7 6

C．街なか居住の推進

(ア)	地域支援事業交付金	厚生労働省	7 6
-----	-----------	-------	-----

D．商業の活性化

(ア)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、診断・助言事業	経済産業省	7 6
(イ)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、人材育成事業	経済産業省	7 6
(ウ)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、ワークショップ等開催事業	経済産業省	7 6
(エ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	経済産業省	7 7
(オ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立	経済産業省	7 7

	地法特例区域)		
(カ)	卸売市場施設整備対策	農林水産省	77

E . 公共交通機関、特定事業等

(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	国土交通省	77
(イ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	国土交通省	78
(ウ)	交通施設バリアフリー化設備等整備費補助	国土交通省	78
(エ)	鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助	国土交通省	78
(オ)	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	78
(カ)	地域公共交通活性化・再生総合事業	国土交通省	78
(キ)	踏切保安設備整備費補助	国土交通省	78
(ク)	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	国土交通省	78
(ケ)	LRTシステム整備費補助	国土交通省	79
(コ)	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	79
(サ)	公共交通移動円滑化設備整備費補助	国土交通省	79
(シ)	観光圏整備事業	国土交通省	79
(ス)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	79
(セ)	企業立地促進施設等共用施設整備事業	経済産業省	79
(ソ)	電源地域産業関連施設等整備事業	経済産業省	79
(タ)	地域ICT利活用広域連携事業	総務省	80

V. 基本計画の認定と連携した支援措置等

基本方針第2章5.（P. 5）及び本マニュアルⅢ. で整理した認定と連携した支援措置等については、以下のとおりとなります。

基本計画の作成に際し、基本計画に記載する事項として基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項については、様式第4〔基本計画標準様式〕にのっとり記載してください。

また、基本計画に記載する事項として基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられているもの以外について記載を求められている事項については、「〔2〕具体的事業(等)の内容」の「その他の事項」欄に記載してください。

なお、（1）法に定める特別の措置、（2）認定と連携した支援措置については、関係行政機関の長の同意が必要となります。（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置については、同意を求めません。

※ 平成22年4月1日より国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金・交付金については、社会資本整備総合交付金（以下「新交付金」という。）として一部を除き一つの交付金に原則一括化されたところです。これに伴い、本マニュアルに記載されている国土交通省所管の支援措置の記述についても、表記を改めましたので、ご留意下さい。
なお、新交付金及び個別補助金に係る支援措置の記述については、社会資本整備総合交付金等記載例を参考にして下さい。

（1）法に定める特別の措置

A. 市街地の整備改善

（ア）土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）（国土交通省）

a. 概要

認定基本計画に定められた土地区画整理事業であって地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が定められた都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体等が設置するもの又は同様にその整備が定められた公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができます。

b. 要件

本特例の対象となる保留地は、以下に示す要件を満たす必要があります。

- ①認定基本計画において法第9条第2項第4号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第3条第4項、第3条の2又は第

3条の3の規定により施行するものの換地計画（認定中心市街地の区域内の宅地について定められたものに限る。）において定める保留地であること。

②当該特例による保留地を活用して整備する施設等が次のいずれかであること。

(i) 都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（土地区画整理法第2条第5項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において法第9条第2項第5号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）

(ii) 公営住宅等（認定基本計画において法第9条第2項第6号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）

③当該特例による保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得ること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・ 保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて整備する都市福利施設及び公営住宅等の概要

d. 留意事項等

特になし

(イ) 路外駐車場についての都市公園の占用の特例（法第17条）（国土交通省）

a. 概要

都市公園の地下に設けられる、認定基本計画に定められた路外駐車場の整備を行うに当たり、一定の要件を満たす場合、公園管理者は占用の許可を与えるものとします。

b. 要件

本特例の対象となる駐車場は、以下に示す要件を満たす必要があります。

①基本計画において、駐車場法第3条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第4条第2項第5号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備に関する事項を定めた場合であって、当該基本計画が第9条第6項（第11条第2項において準用する場合を含む）の認定を受け、駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めること。

②都市公園法第2条第1項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要について、あらかじめ、公園管理者（同法第2条の3の公園管理者）の同意を得ること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかに、下記について記載してください。

- ・ 事業の規模
- ・ 整備の目標年次
- ・ 占用する都市公園の名称・種別・規模・管理主体

d. 留意事項等

都市公園の地下に設けられる路外駐車場は、都市公園法第7条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合していることが必要です。

(ウ) 中心市街地公共空地等の設置及び管理（法第18条、第19条）（国土交通省）

a. 概要

認定中心市街地における一定規模以上の土地・建築物その他の工作物の所有者との契約に基づいて、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が、緑地・広場その他の公共空地・駐車場その他認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する施設を設置・管理することができるものです。

b. 要件

緑地・広場その他の公共空地を設置・管理する場合は300㎡以上、駐車場を設置・管理する場合は500㎡以上の規模であることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

中心市街地整備推進機構は設置・管理している緑地における保存樹等について、保存義務等を負うこととなります。（法第51条、第52条）

(エ) 事業用地適正化計画の認定の特例（法第20条）（国土交通省）

a. 概要

認定中心市街地の区域内において、民間都市開発事業の開発予定地区内に他人が所有する土地が存在し、事業の実施が困難又は不相当である場合において、事業用地適正化計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることにより、他人が所有する隣接する土地と事業者が区域外に所有する土地との交換を行うに当たって、隣接土地の地権者に関して、無税交換を行うことが可能となる制度です。

b. 要件

事業用地適正化計画の認定に当たって、以下の要件に適合している必要があります。

- ・ 事業用地に関する要件
- ・ 申請者が従前から所有する等の土地に関する要件
- ・ 申請者による隣接土地の取得等に関する要件
- ・ 民間都市開発事業の内容等に関する要件

- ・ 申請者の資力信用力に関する要件
- c. 基本計画に記載する事項
基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。
- d. 留意事項等
国土交通大臣による事業用地適正化計画の認定を受けるために、民間都市開発の推進に関する特別措置法第14条の2第1項又は第2項の規定に基づく申請を行う必要があります。

B. 都市福利施設の整備

(ア) 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）（国土交通省）

(1) A. 市街地の整備改善（ア）土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を参照してください。

C. 街なか居住の推進

(ア) 中心市街地共同住宅供給事業（法第22条～第34条）（国土交通省）

a. 概要

認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。

国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。また、優良な住宅の用に土地等を譲渡する場合の所得税の課税繰延が税制上の特例措置として認められています。

また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等が行うことができることとする特例措置があります。（法第33条）

特例措置：認定基本計画に位置付けられた事業のみ支援（ただし経過措置あり）

b. 要件

中心市街地共同住宅供給事業の実施に当たっては、基本計画に必要な事項を記載して内閣総理大臣の認定を受けるとともに、具体の事業計画について、法第22条に基づく市町村長による認定（地方公共団体が事業を実施する場合を除く。）が必要となります。

なお、市町村による事業計画の認定に当たっては、特に次に掲げる事項に留意してください。

- ・ 周辺の土地利用の状況等を十分に勘案して、良好な居住の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。
- ・ 入居者の利便及び福祉の確保の観点から、入居者のため必要な駐車場が確保されるよう配慮するとともに、高齢者等の入居が見込まれる場合においては、

住宅の設計・設備の設置について安全面等について配慮がなされていること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・ 供給される予定の住宅戸数

なお、中心市街地共同住宅供給事業の実施予定者として地方住宅供給公社を位置付ける場合には、その必要性を記載してください。

d. 留意事項等

平成24年度末までは、改正前の同法に基づく基本計画を策定しており、改正後の同法及び基本方針に基づく見直しの方針が明確になっている区域内、又は、改正後の同法及び基本方針に基づく基本計画の骨子が存在している区域内の事業で、建築物等の補助要件を満たす事業については、認定基本計画区域内の事業とみなし、補助対象とする経過措置を設けています。

(イ) 地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例（法第35条）（国土交通省）

a. 概要

地方住宅供給公社法第8条の規定に係わらず、認定市町村である市は地方住宅供給公社を設立することができます。

b. 要件

特になし

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・ 地方住宅供給公社設立の目的
- ・ 基本計画の目標達成のための位置付け及び必要性

d. 留意事項等

法第35条の特例により地方住宅供給公社を設立しようとするに当たっては、地方住宅供給公社法施行令の改正が必要となることから、あらかじめ、国土交通省と協議が必要です。

(ウ) 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）（国土交通省）

(1) A. 市街地の整備改善 (ア) 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を参照してください。

D. 商業の活性化

(ア) 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第36条・第37条）（経済産業省）

a. 概要

中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るため、認定中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続きを実質的に適用除外とするものです。

b. 要件

都道府県及び政令指定都市が、認定中心市街地の全部又は一部を特例区域として定めることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

市町村が本特例措置を活用する旨を基本計画に記載する場合においては、特例区域の指定主体である都道府県の同意を得ていることが望まれます。

(イ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務（法第38条、第42条）（経済産業省）

a. 概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、認定中心市街地における商業の活性化を促進するために次の業務を行います。

- ・ 商業基盤施設を整備・管理する第三セクターに対する出資
- ・ 商業活性化に資する展示会、研修等の事業を行う第三セクターに対する出資
- ・ 委託を受けて行う商業基盤施設の整備、賃貸その他の管理、譲渡又はこれに関連する技術的援助、計画策定にかかる技術的援助
- ・ 商業基盤施設、一定規模以上の商業施設（特定商業施設等）の整備を行う事業に対する債務保証

b. 要件

特になし

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

基本計画の記載に当たっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構と事前に調整し、どのような業務を実施するのか、具体的に記載してください。

また、債務保証を受ける場合は、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定が必要となります。

(ウ) 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣
認定（法第7条第7項、第40条）（経済産業省）

a. 概要

中小小売商業者等が認定中心市街地において行う、中小小売商業構造の高度化に資する下記の事業に対し、経済産業大臣が、特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」）の認定を行います。

中小小売商業高度化事業は、企業規模が小さく、企業数が多く、その多数が前近代的な生産的経営段階に留まっている中小小売商業の構造改革を進め、消費生活様式の高級化・多様化や交通体系・都市構造の移り変わり等経営環境の変化に中小小売商業者が円滑に対応していくことを促進する事業として位置付けています。

具体的には、①共同施設の設置、商店街の空き店舗を活用したテナントの誘致や店舗の計画的な建て替え等を実施する経営近代化事業、②集団で立地環境の良い新たな区域に移転等を行い、営業に必要な店舗、倉庫、事務所等を設置するほか、種々の共同事業の一環として集会場、イベント広場、駐車場等の整備等を実施する基盤強化整備事業、③ショッピングセンタータイプの店舗やそれと併設される施設を設置する共同店舗等整備事業等がこれに当たります。

当該特定民間事業計画の認定を受けた者は、法43条に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができます。

b. 要件

中小小売商業高度化事業は、法第7条第7項に規定する事業であることが必要で、本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ていることが必要となります。

また、中心市街地の活性化に関する法律施行令第10条及び経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（以下、「経済産業省関係施行規則」）第9条及び第10条、別途定める認定の基準を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。

その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名（中小小売商業高度化事業として行う個々の事業名）
- ・ 措置の内容（「中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載）
- ・ その他の事項（活用する支援措置の名称を記載。この事項に記載した支援措置については、（2）認定と連携した支援措置、又は（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置の事項に再掲してください。）

また、以下の事項についても記載してください。

- － 当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地

内における他の商店街等の来街者数の現況等)

- 個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容
- 当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況
- 文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

d. 留意事項等

当該事業の経済産業大臣の認定申請は、法第40条第3項各号及び経済産業省関係施行規則第7条に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付して、経済産業大臣に送付しなければなりません。

(エ) 特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第8項、第40条、第42条関係）（経済産業省）

a. 概要

民間事業者が認定中心市街地において、大型店を含んだ商業基盤施設又は相当規模の商業施設の整備を行う事業に対し、経済産業大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

認定特定民間中心市街地活性化事業者は、法第42条に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができます。また、まちづくり会社等の認定特定民間中心市街地活性化事業者が、賃借等により利用権を得た土地又は建物において実施する商業施設及び商業基盤施設の整備（土地を所有する場合を除く）並びに商業施設のテナントへの賃借等の一元的な管理・運営を行う事業（以下「中心街再生事業」）を行う場合には、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の重点的な支援（補助率2／3）及び株式会社日本政策金融公庫による低利融資を受けることができます。

b. 要件

特定商業施設等整備事業は以下に示す要件を満たす必要があります。

- ①事業の実施地域は、一定の商業集積が見られ、公共公益施設が一つ以上存在し、さらに、電車、バス等の公共交通機関による来訪が可能な地域であること
- ②整備する施設は、商業施設の場合には原則3,000㎡以上、商業基盤施設については、既存又は新設の商業施設と一体的に整備することとし、当該商業施設が、原則3,000㎡以上であること。ただし、事業を実施する地域や人口規模等からみて、これを下回る規模の施設での実施を妨げるものではありません。
- ③中心街再生事業を実施する場合は、さらに、以下の要件を満たす必要があります。

I. 事業者要件

- 一. 事業者が当該事業が行われる認定中心市街地の中心市街地活性化協議会の構成員であること。
- 二. 補助事業を遂行するために必要な常勤の役員及び職員を有し、また、専門人材の雇用、専門機関への委託等により、事業を遂行するために必要な専門知識等を確保していること。
- 三. 補助事業を行う事業の場所を含む中心市街地の商店街等の相当程度の区域において商業施設、商業基盤施設等を一元的に管理する中心市街地における不動産の有効活用に関する計画を定めていること。
- 四. 株式会社にあつては総株主の議決権に占める、再生事業区域に不動産の権利を有する者及び再生区域に係る商店街振興組合等の有する割合が3%以上のものであること。

II. 事業要件

- 一. 不動産の利用権を確保して、不動産利用の効率性の向上を図る事業であること（土地を所有する場合を除く。）。
- 二. 整備する商業施設等が、周辺の街並みルールと調和していること。
- 三. 施設整備事業に必要な資金の額及びその調達方法が、的確に遂行するために適切なものであること。

本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であつて、協議会の協議を経ていることが必要となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名（特定商業施設等整備事業として行う個々の事業名）
- ・ 措置の内容（「特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載）
- ・ その他の事項（活用する支援措置の名称を記載。この事項に記載した支援措置については、（2）認定と連携した支援措置、又は（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置の事項に再掲してください。）

d. 留意事項等

当該事業の経済産業大臣の認定申請は、法第40条第3項各号及び経済産業省関係施行規則第7条に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を經由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付して、経済産業大臣に送付しなければなりません。

(オ) 中小企業信用保険法の特例（法第43条）（経済産業省）

a. 概要

本特例措置は、中小企業信用保険法の規定における、普通保険、無担保保険、特別小口保険について、中心市街地商業等活性化関連保証を受けた中小企業者に

係るものは、その保険関係の限度額をその他の保険関係の限度額と別に定めることができるものです。

また、認定特定民間事業計画に基づく中小小売商業高度化事業又は特定事業を実施する公益法人については、同法における中小企業者とみなして、同法を適用し、普通保険、無担保保険の保険であって、特定会社や公益法人が行う当該事業の実施に必要な資金に係るものについては、普通保険、無担保保険の限度額を2倍に拡大するものです。

さらに、中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援保証について、普通保険のてん補率を、70/100から80/100に引き上げ、保険料を、同法第4条の規定に関わらず、保険金額の年2/100以内において政令で定める率を乗じた額に引き下げる措置を講ずるものです。

b. 要件

法第7条第7項第1号から第7号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第9項第1号に掲げる特定事業に係る特定民間事業計画の認定が必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名（個々の事業名）
- ・ 措置の内容（中小企業信用保険法の特例を活用する旨）

d. 留意事項等

特になし

(カ) 地方税の不均一課税に伴う措置（法第48条）（総務省、経済産業省）

a. 概要

地方公共団体が認定特定民間事業計画に係る商業基盤施設のうち一定のものに対する不動産取得税及び固定資産税について不均一課税をした場合、減収補てん措置を講じます。

b. 要件

一定の要件を満たす地方公共団体が、認定特定民間事業計画に係る一定の商業基盤施設を設置した者について、当該商業基盤施設の設置の用に供する家屋等に対する不動産取得税又は当該商業基盤施設の用に供する家屋等に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、一定の要件のもとに、当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額のうち一定の額を当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とします。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

不均一課税を行うには、別途事前に条例で税率等を定める必要があります。

E. 公共交通機関、特定事業等

(ア) 都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第9項第1号） （経済産業省）

a. 概要

民間事業者が認定中心市街地において、中心市街地に集まる個人消費者や事業者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を行う都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するための施設を整備することにより、中心市街地における活発な事業活動の展開を図る事業に対し、経済産業大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

なお、当該認定特定民間事業の認定を受けた者は、法第43条に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができます。

b. 要件

本事業は以下に示す要件を満たす必要があります。

①施設の機能

整備する施設は、都市型新事業を実施する事業者が入居して事業展開スペースとして利用する機能（賃貸型事業場等）、新商品・新役務に係る研究開発等を促進する機能（共同研究施設・産学連携支援施設等）、研究開発や事業化を支援する機能（インキュベータ等）、市場の動向やニーズ把握を行う機能（情報交流施設等）、又は需要者との接触を通じて新事業展開を促進する機能（展示・販売施設等）を有する施設であること。

②施設の規模

整備する施設の規模は、おおむね5事業者程度以上の利用が可能となるものであること。

③事業主体

本事業は、組合による実施、共同事業形態等の民間事業者の協力・連携の下での実施、民間事業者と地方公共団体等の公的主体の協力・連携による実施等、中心市街地の活性化に即した事業を実施できる主体及び事業形態によって行われること。

④中心市街地の特性の活用

中心市街地及びその周辺に存在する事業者や研究機関、事業者支援機関等、当該中心市街地の有する人や組織のポテンシャル、技術的蓄積等を適切に活用する事業であること。

本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要がなります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名（特定事業として行う個々の事業名）

- ・ 措置の内容（活用する支援措置の内容）
 - ・ その他の事項（経済産業大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）
- d. 留意事項等
- 当該事業の経済産業大臣の認定申請は、法第40条第3項各号に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を經由して行う必要があります。
- この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付して、経済産業大臣に送付しなければなりません。

(イ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う都市型新事業立地促進業務（法第38条）（経済産業省）

- a. 概要
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、認定中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するために次の業務を行います。
- ・ 都市型産業支援施設を整備・管理する第三セクターに対する出資
 - ・ 都市型産業基盤施設を整備して賃貸その他の管理、譲渡を行う事業
 - ・ 委託を受けて行う都市型産業支援施設・都市型産業基盤施設の整備、賃貸その他の管理、譲渡又はこれに関連する技術的援助、計画策定に係る技術的援助
- b. 要件
- 特になし
- c. 基本計画に記載する事項
- 基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。
- d. 留意事項等
- 基本計画の記載に当たっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構と事前に調整し、どのような業務を実施するのか、具体的に記載してください。

(ウ) 共通乗車船券（法第39条）（国土交通省）

- a. 概要
- 鉄道、索道（ロープウェー等）、軌道（路面電車等）、バス、旅客船を対象とする共通乗車船券の導入について法第39条に基づく届出を行った場合、関係事業法規に基づく届出を行ったものとみなす特例を設け、窓口の一元化、ワンストップサービスによる手続きの迅速化により、運送事業者の事務負担を軽減し、共通乗車船券の発行の促進を図るものです。
- これにより、運賃及び料金の割引による移動に係る費用負担及び乗り換えの度ごとに切符を買う手間が省けることによる心理的負担を軽減し、公共交通機関の利用者の利便の増進を図り、中心市街地へのアクセス向上及び中心市街地における移動円滑化を図るものです。
- b. 要件

本特例に係る共通乗車船券は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地内を移動する旅客を対象とし、二以上の運送事業者が定める期間、区間等の条件の範囲内で、各旅客運送機関を利用できるものです。

本特例を活用するに当たっては、基本計画に記載し、認定を受ける必要があります。

なお、二以上の運送事業者には、鉄道・バスといった異種モード間をまたがる場合のみならず、同種のモードの場合も含まれ、また、二以上の運送事業を行う一事業者（例えば、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者）も含まれます。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

当該事業の着実かつ円滑な実施の確保を図る観点から、事前に十分、運送事業者間の調整を行う必要があります。

なお、法第39条第1項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、国土交通省関係施行規則第49条に定める届出書を共同で提出する必要があります。

(エ) 中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第9項第2号、第44条、第45条）（農林水産省）

a. 概要

民間事業者が認定中心市街地において、近年の中心市街地の衰退や商店街の空洞化問題に対処するため、駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品商業集積施設を整備することにより、中心市街地における食品流通の円滑化を図る事業に対し、農林水産大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

当該特定民間事業計画の認定を受けた者は、法44条に基づく食品流通構造改善促進機構による債務保証等を受けることができます。

b. 要件

中心市街地食品流通円滑化事業は以下に示す要件を満たす必要があります。

①設置内容の条件

(i) 食品小売業者の店舗（外食・花き関係を含む。）が5店舗以上集積するものであること。

(ii) 生鮮食料品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の小売業者の店舗があること。

(iii) 食品小売の事業を主として行う者の店舗が2／3以上あること。

(iv) 駐車場、駐輪場、休憩所、広場、緑化施設等の利用者の利便の増進に資する施設が、店舗が集積する施設と一体的に（利用可能な範囲に）設置されるものであること。

※ 上記の(i)～(iv)の条件において既存の施設を利用することも可能です。（すべての施設を新設する必要はありません。）

②事業実施主体

食品小売業者の出資又は拠出に係る法人又は事業協同組合等の食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人

本事業の農林水産大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名（特定事業として行う個々の事業名）
- ・ 支援措置の内容（活用する支援措置の名称）
- ・ その他の事項（農林水産大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）

d. 留意事項等

当該事業の農林水産大臣の認定申請は、法第40条第3項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付して、農林水産大臣に送付しなければなりません。

なお、施設の整備に当たっては、周辺の住宅の分布状況、道路及び交通網の整備状況、小売店の立地状況、防災対策等に十分配慮するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなるよう施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー等に十分配慮してください。

(オ) 乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第9項第3号、第46条）（国土交通省）

a. 概要

民間事業者が、バスの運行頻度の改善等中心市街地内外におけるバスサービスの向上を図るために、運行系統ごとの運行回数の増加を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第46条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとなります。

b. 要件

本事業は以下に示す要件を満たす必要があります。

- ①中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。
- ②それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。
- ③バスサービスと鉄道等他の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮すること

より、交通サービス全体として利用しやすいものとする。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ その他の事項（国土交通大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）

d. 留意事項等

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第40条第3項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付しなければなりません。

なお、本事業の実施については、以下の事項に留意する必要があります。

- ①運行回数の増加に当たっては、地域社会における高齢化の進展、障害者の自立に関する社会的要請の高まり等を踏まえ、また、出来る限り多くの者にバスを利用してもらうため、ノンステップバス等の低床バス車両の導入に努める必要があります。
- ②バスの運行回数の増加と併せて、パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド等の交通システムを導入するために必要な施設の整備を行うことが、利用者の利便を向上させる上で効果的であり望まれます。
- ③環境への影響にも配慮することが望ましいことから、低公害車、低燃費車の導入に努める必要があります。

(カ) 貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第9項第4号、第47条）（国土交通省）

a. 概要

民間事業者が中心市街地において、貨物の輸送の効率化を図るとともに、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を図るために、共同集配施設を整備し、共同で集荷又は配送を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第47条に規定する貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例を受けることができます。

b. 要件

貨物運送効率化事業は以下に示す要件を満たす必要があります。

①実施場所

共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とする。

共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域

の外であっても差し支えない。

②事業主体

法第7条第9項第4号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えない。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間中心市街地活性化事業計画を申請することとする。

ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要がある。

③施設

同号イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集貨された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足りる。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ その他の事項（国土交通大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）

d. 留意事項等

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第40条第3項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付しなければなりません。

なお、本事業を実施していくに当たって、以下の事項に留意する必要があります。

①貨物運送効率化事業の円滑な実施に当たっては、事前に十分、運送事業者間の調整を行い、また、取引先の理解を得るなど共同集配事業が円滑に実施できるよう所要の措置を講ずる必要があります。

また、利害の調整に当たっては、本事業が中心市街地に係る集配を行う運送事業者の全部又は大部分が参加するものであるため、大企業と中小企業が一体となって実施することが十分想定されることから、このような場合には、中小企業に不当な負担を課すことがないよう配慮する必要があります。

②貨物運送効率化事業が円滑に実施され、その実施が一層促進されるためには、集配、荷捌きの効率化、伝票類の統一化、貨物の追跡管理情報システムの高度化、事故時の責任体制の明確化など、サービスレベルの向上に努める必要があります。

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

A. 市街地の整備改善

(ア) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

a. 概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等です。（従来のまちづくり交付金事業）

①特例措置：認定基本計画に基づく事業を行う地区が、一定の要件を満たす場合、公共投資の効率化、地域振興のいずれにも貢献するものとみなし、交付限度額における市町村の提案事業枠を1割から2割に拡大。

b. 要件

都市再生整備計画に、認定基本計画に基づく事業を記載している地区が、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ・ 都市再生整備計画の区域と認定基本計画の区域が重複する部分が、いずれかの計画区域のおおむね2／3以上であり、かつ、商業、業務及び居住等の都市機能が相当程度集積し、認定基本計画に位置付けられた主要な事業等が存する一団の土地の区域を含むこと。
- ・ 主たる提案事業が、認定基本計画に位置付けられていること。

②特例措置：認定基本計画に基づく事業を行う地区が、一定の要件を満たす場合、交付率の上限を現行40%から45%に拡充。

b. 要件

都市再生整備計画に、認定基本計画に基づく事業を記載している地区が、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ・ 都市再生整備計画の区域が認定中心市街地活性化基本計画の区域に含まれていること。
- ・ 都市再生整備計画の主たる事業が認定中心市街地活性化基本計画に位置付けられており、かつ、すべての事業が認定中心市街地活性化基本計画の目標の達成に資するものであること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名（当該交付金を活用して行う個々の事業名）
- ・ 支援措置の内容（社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業））

d. 留意事項等

市町村は、都市再生整備計画を作成し、国土交通大臣に提出することが必要です。

(イ) 民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援（国土交通省）

a. 概要

認定基本計画の区域内において、民間事業者が施行する都市再生特別措置法第2条第1項に規定する都市開発事業（以下「民間都市開発事業」という。）の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、（財）民間都市開発推進機構が出資等（まち再生出資業務）を行うことにより、民間資金の誘導を図るものです。

特例措置：民間都市開発事業について、認定基本計画に位置付けられた場合には、都市再生整備計画の区域内において国土交通大臣の認定の申請を行うことができる当該民間都市開発事業を施行する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積の最低規模を0.2haに引き下げるとともに、複数の事業区域で建築物の整備等を行う場合に複数の事業区域面積の通算を可能にするほか、既存建築物の改築等も出資等の対象とする。

b. 要件

民間都市開発事業について、従来のまち再生出資業務の対象要件を満たすもののほか、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 民間都市開発事業を施行する土地の区域の面積が0.2ha以上であること
- ・ 事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なそのほかの能力が十分であること等

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

ただし、実施予定者、おおむねの位置又は区域、実施時期について、基本計画を策定する段階で確定していないこと等により、基本計画に具体的に記載することが困難である場合は、以下のとおり記載してください。

- ・ 実施予定者：民間事業者
- ・ おおむねの位置又は区域：認定中心市街地の区域内かつ都市再生整備計画の区域内
- ・ 実施時期：計画期間内

d. 留意事項等

民間都市開発事業について、（財）民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

(ウ) 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）（国土交通省）

a. 概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るとともに、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る

施設整備等に対して支援を行います。

特例措置：共同施設整備費及び土地整備費の対象額を1.20倍とする。また、地区内の従前の容積率に対して従後の容積率が2.55倍以下の事業は共同施設整備費及び土地整備費の対象額を1.35倍とする。

b. 要件

市街地再開発事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特になし

(エ) 社会資本整備総合交付金（都市再生土地区画整理事業）（国土交通省）

a. 概要

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生を推進するため施行する土地区画整理事業（都市再生土地区画整理事業）において、教育文化施設、医療施設等の公益施設の立地を促進するため、認定基本計画と連携した特例措置を講じ、活力ある経済活動の基盤となる中心市街地への再生・再構築を支援します。

特例措置：認定基本計画に位置付けられた商業活性化施設、及び教育文化施設、医療施設等の公益施設を整備する事業について、公益施設の敷地上の既存建築物の移転補償費を限度額に算入可能とする。

b. 要件

都市再生土地区画整理事業を実施する区域内に、認定基本計画に位置付けられた商業活性化施設、又は教育文化施設、医療施設等の公益施設が含まれることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・ 認定基本計画に位置付ける商業活性化施設、又は教育文化施設、医療施設等の公益施設の概要

d. 留意事項等

特になし

**(オ) 都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））
（国土交通省）**

a. 事業の概要

都市の計画的整備を推進するために、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に活用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行います。

特例措置：認定中心市街地のみ支援

b. 事業の要件

都市開発資金の貸付の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特になし

B. 都市福利施設の整備

(ア) 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）

a. 概要

認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地支援、空きビルの再生、多目的広場等の整備並びに関連空間整備や計画作成・コーディネートを総合的に支援します。

特例措置：認定中心市街地のみ支援（ただし経過措置あり）

b. 要件

当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設について、都市福利施設等の公益施設が含まれていることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・ 当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に含まれる都市福利施設等の種類（公益施設の用途）

なお、住宅や商業等の施設を併設する際にはその旨を記載して下さい。

d. 留意事項等

平成24年度末までは、「認定基本計画に位置付けられた」を「認定基本計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替える経過措置を設けています。

(イ) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(2) -① A. 市街地の整備改善 (ア) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

C. 街なか居住の推進

(ア) 街なか居住再生ファンド（国土交通省）

a. 概要

認定中心市街地において、街なか居住の再生に資する住宅等の整備事業や活動

拠点等の整備事業に対して出資により支援します。

特例措置：認定中心市街地の区域内で行われる事業を支援の対象とする。

直接支援方式について地方公共団体が当該出資対象事業の周辺で公共施設整備を行う場合、地方公共団体の独自支援なしで出資可能とする

b. 要件

街なか居住再生ファンドの要件を満たす必要があります。

(なお、街なか居住再生ファンドは、認定基本計画の区域内で行われる事業を出資対象としており、個々の事業が基本計画に位置付けられていることを要件とするものではありません。)

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

直接支援方式において、総事業費の25%を超える出資を行う場合に地方公共団体による同等以上の支援を求める要件に係る緩和措置（支援が同等以上でなくても可）の期限が平成24年度まで延長されています。

(イ) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(2) -① A. 市街地の整備改善 (ア) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

D. 商業の活性化

(ア) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金（経済産業省）

a. 概要

認定中心市街地において、商業者・商店街、民間事業者等が地権者等の幅広い関係者の参画を得て実施する商業施設、商業基盤施設等の整備、活性化につながるソフト事業、中小小売商業活性化事業及び中心市街地活性化協議会におけるタウンマネジメント活動等の基盤強化への取組に対して、1/2または2/3を補助します。

- ①民間事業者が実施する商業施設、商業基盤施設等の整備、活性化につながるソフト事業（補助率1/2）
- ②まちづくり会社等の民間事業者が、賃借等により利用権を得た土地又は建物において実施する商業施設及び商業基盤施設の整備（土地を所有する場合を除く）並びに商業施設のテナントへの賃借等の一元的な管理・運営を行う事業（以下「中心街再生事業」。補助率2/3）
- ③商業者・商店街が商業施設、商業基盤施設等の整備、活性化につながるソフト事業、中小小売商業活性化事業及び中心市街地活性化協議会におけるタウン

ンマネジメント活動等の基盤強化（補助率2／3）

b. 要件

本補助金の事業要件について規定した当該年度の「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金交付要綱」によります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

②においては、特定商業等施設整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画及び③のハード事業については、中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受けた事業が対象となりますので、「（1）法に定める特別の措置」の項目に事業の内容を記載し、本項目には再掲で記載してください。

(イ) 中心街再生事業における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） （経済産業省）

a. 概要

まちづくり会社等の民間事業者が、賃借等により利用権を得た土地又は建物において実施する商業施設及び商業基盤施設の整備並びに商業施設のテナントへの賃借等の一元的な管理・運営を行う事業等に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。なお、一定の条件を満たす場合は劣後ローン制度も対象となります。

なお、沖縄県における貸付は沖縄振興開発金融公庫が行います。

資金使途：事業の実施のために必要な設備資金及び運転資金

b. 要件

法第7条第7項第7号に定める中小小売商業高度化事業又は法第7条第8項に定める特定商業施設等整備事業（中心街再生事業に限る。）に係る特定民間事業計画の認定を受けていることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

詳細は株式会社日本政策金融公庫（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫）にお問い合わせください。

(ウ) 中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除 （経済産業省）

a. 概要

認定中小小売商業高度化事業の用に供するため、土地を譲渡する場合に、譲渡所得から1,500万円を特別控除する措置を講じます。

b. 要件

法第7条第7項第1号から第4号まで又は第7号に定める中小小売商業高度化事業であり、特定民間中心市街地活性化事業計画として認定を受けていることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特になし

(エ) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(2) -① A. 市街地の整備改善（ア）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

(オ) 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）

a. 概要

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行うソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置します。

b. 要件

認定基本計画に位置付けられたイベント等のソフト事業に要する経費があること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特になし

(カ) 中心市街地再活性化特別対策事業（総務省）

a. 概要

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う施設整備等を一般単独事業債の対象とします。

b. 要件

市町村が、自主的・主体的に展開する中心市街地再活性化に向けた新たな計画的取組を支援する観点から、以下に例示される施設を整備する場合、又は公共的団体が行う施設の整備に対する市町村の助成事業について、一般単独事業債の対象とします。

【対象となる施設整備の例】

- ・ 集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）
- ・ 地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）
- ・ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）

- ・ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）
- c. 基本計画に記載する事項
基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。
- d. 留意事項等
基本計画の認定後、別途、地方債（一般単独事業債）の同意（又は許可）手続きが必要となります。

E. 公共交通機関、特定事業等

(ア) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(2) -① A. 市街地の整備改善（ア）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

(イ) 社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）（国土交通省）

- a. 概要
都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編による都市再生を推進するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムの整備に対して支援を行います。
- b. 要件
中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する事業であり、その整備地区の全部または一部が中心市街地の区域内に存するものが対象となります。
(自転車関連経費の補助率の加算：1/3→1/2)
- c. 基本計画に記載する事項
基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。
 - ・ 事業名（地区名）
 - ・ 内容（区域内で実施される主要な事業の種類）
 - ・ 実施時期（主要な事業ごとの実施期間）
 - ・ 実施主体（主要な事業ごとの実施主体）
- d. 留意事項等
特になし

(2) 認定と連携した支援措置

②認定と連携した重点的な支援措置

A. 市街地の整備改善

(ア) 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））（国土交通省）

a. 概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する土地区画整理事業に対して支援を行います。

b. 要件

土地区画整理事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特になし

(イ) 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）

a. 概要

中心市街地区域内において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

b. 要件

道路事業のうち、中心市街地区域内にかかる事業区域を有し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の観点で中心市街地の活性化に資するもので、国の負担・補助等（貸付けを含む）がある事業が対象となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名（道路種別及び路線名）
- ・ 内容（事業種別（新設・改築等）、位置及び全延長）
- ・ 実施時期（全事業期間）
- ・ 実施主体（国、都道府県、市町村等の別）
- ・ 支援措置の内容及び実施時期（中心市街地の区域にかかる延長及び計画期間にかかる事業期間）

d. 留意事項等

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業であっても、中心市街地区域内へのアクセス向上や中心市街地区域内の渋滞緩和に資する事業を中心市街地と一体的に実施する場合などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の

活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合には、事業を位置付けることが可能です。

なお、事業実施時期及び支援措置の内容及び実施時期については、終了予定年度の記載の必要はありません。

(ウ) 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

a. 概要

都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。

b. 要件

中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するものが対象となります。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路の整備
- ・ 交通結節点の整備
- ・ 公共交通機関を支援する街路の整備
- ・ 駐車場の整備
- ・ 自転車駐車場の整備
- ・ 連続立体交差事業
- ・ 歩行者空間を創出する街路の整備
- ・ 電線共同溝整備事業
- ・ 沿道の土地利用を促進する街路の整備
- ・ 中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略策定及び総合交通戦略推進事業
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載して下さい。

- ・ 事業名（路線名又は地区名）
- ・ 内容（事業種別、位置及び全延長）
- ・ 実施主体（都道府県、市町村等の別）
- ・ 支援措置の内容及び実施時期（中心市街地の区域にかかる延長及び計画期間に係る事業期間）

d. 留意事項等

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う事業であっても、中心市街地区域内の歩行者空間の創出などの施策と併せて実施される中心市街地の通過交通を排除するための事業などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合には、事業を位置付けることが可能です。

また、中心市街地区域内で実施される幹線街路や駐車場の整備に関しては、歩

いて暮らせる生活空間の実現のための施策と整合している必要があります。

(エ) 社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業) (国土交通省)

a. 概要

都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編による都市再生を推進するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムの整備に対して支援を行います。

b. 要件

中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する事業であり、その整備地区の全部または一部が中心市街地の区域内に存するものが対象となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名 (地区名)
- ・ 内容 (区域内で実施される主要な事業の種類)
- ・ 実施時期 (主要な事業ごとの実施期間)
- ・ 実施主体 (主要な事業ごとの実施主体)

d. 留意事項等

特になし

(オ) 社会資本整備総合交付金(都市公園等事業) (国土交通省)

a. 概要

都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行います。

b. 要件

認定中心市街地を含む地区内の公園、緑地であるとともに、都市公園等事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・ 公園名
- ・ 面積

d. 留意事項等

特になし

**(力) 社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）
（国土交通省）**

a. 概要

中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。

b. 要件

認定中心市街地の一部を含み、下水道事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・ 下水道施設の名称
- ・ その構造及び位置

d. 留意事項等

下水道法第4条第1項若しくは下水道法第25条の3第1項に定める事業計画の認可を受けておく必要があります。

(キ) みなとまち活性化支援（国土交通省）

a. 概要

みなとの交流空間と中心市街地とを一体的に活用する官民が連携した地域活性化の取組において、港湾管理者が必要と認める港湾施設等の整備の支援を行います。

b. 要件

港湾施設を中心として、その活用を図るために必要な関連施設整備を行うもので、かつ、地域住民がそれらの施設を活用した交流空間の形成・活用に積極的であることが必要となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・ 当該事業にて行う施設整備を含む、港湾と中心市街地を結びつける計画の内容
- ・ 当該計画を推進する際の地域住民、市町村等の連携した取組内容

d. 留意事項等

基本計画を策定する際に、港湾法第3条の3に定める港湾計画への適合等、事前に港湾管理者と十分な調整を図ることとしてください。

(ク) 社会資本整備総合交付金（河川事業）（国土交通省）

a. 事業の概要

中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。

b. 事業の要件

以下のいずれかに該当し国の負担・補助等があるものが対象となります。

- ① 中心市街地の区域内の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に効果のある事業であること。
- ② 中心市街地の区域内の河川において、水辺空間の再生や地域住民等による施設の利活用を図るために実施する事業であること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名（河川名及び事業名）
- ・ 支援措置の内容及び実施時期（区間、延長及び事業期間）

d. 留意事項等

中心市街地の区域外の河川において行う事業であっても、その主たる目的が中心市街地の治水安全度の向上である場合には、事業を位置付けることが可能です。

(ケ) 社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

（国土交通省）

a. 概要

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。

b. 要件

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているものが対象となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・ 河川名

d. 留意事項等

都道府県事業等を記載する場合は、事前に事業実施主体の了解を得ることが必要となります。

(コ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）（国土交通省）

a. 概要

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点地供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する関連公共施設等を整備するものについて総合的

に支援を行います。

b. 要件

住宅市街地盤整備事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・ 住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業の概要（団地名、団地タイプ、事業手法、事業主体、事業期間、入居期間、計画戸数又は面積）
- ・ 関連公共施設等の概要（施設名、種別、事業主体、事業期間、事業量）

d. 留意事項等

住宅市街地盤整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国土政第3-4号）に従い、事業計画の同意等を得る必要があります。

(サ) 社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）（国土交通省）

a. 事業の概要

バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定、及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備に対し支援を行います。

b. 事業の要件

バリアフリー環境整備促進事業の要件を満たし、かつ、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい生活空間の実現を図ることによって中心市街地の活性化に資する事業が必要となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特になし

(シ) 都市開発資金（都市環境維持・改善事業融資）（国土交通省）

a. 概要

地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生整備推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対する無利子貸付けを行います。

b. 要件

都市開発資金の貸付の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要があります。

(ス) 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）（国土交通省）

(2) -② C. 街なか居住の推進（ア）社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）を参照してください。

(セ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）（国土交通省）

(2) -② C. 街なか居住の推進（イ）社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）を参照してください。

(ソ) 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）（国土交通省）

(2) -② C. 街なか居住の推進（ウ）社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）を参照してください。

(タ) まちづくり計画策定担い手支援事業（国土交通省）

a. 概要

市街地の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図ることを目的として、地権者組織をはじめ、地域におけるまちづくりの担い手に対して必要な経費の支援を行います。

b. 要件

まちづくり計画策定担い手支援事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特になし

B. 都市福利施設の整備

C. 街なか居住の推進

(ア) 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）（国土交通省）

a. 概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。

b. 要件

優良建築物等整備事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

- d. 留意事項等
特になし

(イ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）（国土交通省）

a. 概要

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。

b. 要件

住宅市街地総合整備事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・ 事業地区名と整備タイプ
- ・ 整備する住宅の概要：整備主体、戸数、実施時期
- ・ 整備する関連公共施設の概要：整備主体、施設名、実施時期

d. 留意事項等

整備地区を含む一定の規模・要件を満たした区域（整備区域）を定め、整備方針等を明記した整備計画を策定し、国土交通大臣の承認を得る必要があります。

(ウ) 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）（国土交通省）

a. 概要

地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行います。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられます。

b. 要件

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、地方公共団体が地域住宅計画を作成し、国土交通大臣に提出の上、当該計画が目標の妥当性、計画の効果・効率性及び計画の実現可能性の客観的評価基準に適合しているものとして判断された計画に基づく事業であることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名（当該交付金を活用して行う個々の事業名）
- ・ 支援措置等の名称（社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業））

d. 留意事項等

特になし

(エ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）（国土交通省）

(2) -② A. 市街地の整備改善 (コ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）を参照してください。

D. 商業の活性化

(ア) 中心市街地商業活性化診断・サポート事業（経済産業省）

a. 概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウを活かして、中心市街地活性化協議会の協議を経て取り組まれる、商店街・商業者による商業活性化事業を支援するための診断・アドバイスを行います。

b. 要件

原則として中心市街地活性化協議会が組織されていることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特になし

(イ) 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業（経済産業省）

a. 概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中心市街地の活性化に関する専門家を、中心市街地活性化協議会や商店街・商業者の取組等に派遣し、様々な問題（商業機能の整備、イベントの実施等）に対し、アドバイスを行います。

b. 要件

中心市街地活性化協議会（協議会を組織しようとする者を含む）、又は認定中心市街地に所在する商店街・商業者が対象となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

派遣期間が一定期間を超える場合、アドバイザーの謝金の1/3は自己負担となります。

E. 公共交通機関、特定事業等

(ア) 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

a. 概要

中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援します。

b. 要件

中心市街地へのアクセスの向上、又は中心市街地内の移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地活性化に資する公共交通機関を支援する街路、交通結節点等の整備事業及び総合交通戦略の取組であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するものが対象となります。

c. 基本計画に記載する事項

(2) - ② A. 市街地の整備改善（ウ）社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））を参照してください。

d. 留意事項等

当該事業を活用するに当たっては、基本計画の「市街地の整備改善のための事業」に「社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））」として記載し、さらに当該項目に再掲してください。

(イ) 社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）（国土交通省）

(2) - ① A. 市街地の整備改善（力）社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）を参照してください。

なお、当該事業を活用するに当たっては、基本計画の「市街地の整備改善のための事業」に「都市・地域交通戦略推進事業」として記載し、さらに当該項目に再掲してください。

(ウ) 都市環境改善支援事業（国土交通省）

a. 概要

民間のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境改善活動（エリアマネジメント）を促進するため、国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される地区において、計画コーディネーター、都市環境維持・改善計画の作成、社会実験・実証事業等の取組に対して支援を行います。

b. 要件

都市環境改善支援事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅣ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特になし

なお、（２）認定と連携した重点的支援措置中のＡ．市街地の整備改善、Ｃ．街なか居住の推進、Ｅ．公共交通機関、特定事業等のうち、沖縄振興計画に基づき沖縄県内において実施されるものについては、内閣府にその経費を一括計上し、それぞれの事業を所管する各省に移替え等を行い執行されるものがあります。その一部については、沖縄振興特別措置法に基づく補助負担割合の特例が適用されます。（内閣府）

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

A. 市街地の整備改善

(ア) 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）

中心市街地の区域外で都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

なお、基本計画には事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業について、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の観点で中心市街地の活性化に資するものであり、国の負担・補助等（貸付けを含む）がある事業について記載してください。

(イ) 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

本事業は、都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。

なお、基本計画には中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の通過交通を排除することで歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部が中心市街地の区域外に存するものについて記載してください。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路、公共交通機関を支援する街路、交通結節点、パークアンドライド等駐車場・自転車駐輪場等の整備
- ・ 中心市街地の通過交通を排除するなどの、中心市街地の交通円滑化に資する街路の整備、連続立体交差事業
- ・ 中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略策定及び総合交通戦略推進事業
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

(ウ) 社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）（国土交通省）

都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編による都市再生を推進するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムの整備に対して支援を行います。

なお、基本計画には中心市街地へのアクセスの向上等により中心市街地の活性化に資する事業で、その整備地区の全部が中心市街地の区域外に存するものについて記載してください。

(エ) 社会資本整備総合交付金（河川事業）（国土交通省）

認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行います。

(オ) 農村振興総合整備事業（農林水産省）

地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する取組に対して支援を行います。

(カ) 地域用水環境整備事業（農林水産省）

農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援を行います。

(キ) 文化財建造物保存修理等事業（文部科学省）

地域の特色ある文化財建造物を保存・活用するため、国が指定等した重要文化財等の保存修理等に対し支援を行います。

(ク) 伝統的建造物群保存修理等事業（文部科学省）

歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援を行います。

B. 都市福利施設の整備

(ア) 医療提供体制施設整備交付金（厚生労働省）

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、医療施設等の施設整備について支援を行います。

なお、本交付金は、都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県の自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしています。

(イ) 社会福祉施設等施設整備費補助金（厚生労働省）

生活保護法、児童福祉法及び障害者自立支援法等の規定に基づき整備される社会福祉施設の施設入所者等の福祉の向上を図る観点から、これら施設の整備について支援を行います。

なお、本補助金は、社会福祉法人等が整備し、地方公共団体が補助する社会福祉施設等の整備に要する費用の一部を国が補助することとしています（間接補助事業）。

(ウ) 安心こども基金（厚生労働省）

子どもを安心して育てることができるような体制を整備する観点から、都道府県に基金を造成し、保育所等の整備について支援を行います。

(エ) 保育環境改善等事業（厚生労働省）

保育サービス等の推進のため、利便性の高い場所等にある賃貸物件等に保育サービス提供施設を設置するための環境改善等の支援を行います。

(オ) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（厚生労働省）

国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、地域密着型サービス拠点等の面的整備を推進するとともに、先進的な取組に対する支援を行います。

なお、当交付金は、自治体の創意工夫を生かす仕組みとして、個々の施設ごとに補助するのではなく、市町村において日常生活圏域を単位として作成する面的整備計画に対し計画全体に対して交付金を交付する仕組みとなっています。

(カ) 公立文教施設の整備（文部科学省）

地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えたスポーツ施設の整備等について交付金等による支援を行います。

C. 街なか居住の推進

(ア) 地域支援事業交付金（厚生労働省）

介護保険の被保険者が要支援・要介護状態になる前から介護予防に資する事業を行うとともに、地域の総合相談事業等を行う地域支援事業を支援します。

なお、「介護予防事業」、「包括的支援事業」及び「任意事業」の地域支援事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なります。

D. 商業の活性化

(ア) 中心市街地商業等活性化支援業務のうち、診断・助言事業（経済産業省）

改正中心市街地活性化法に基づき中心市街地活性化に取り組もうとする市町村に対し、商業活性化・都市計画の専門家を現地に派遣し、当該中心市街地の現状やこれまでの活性化取組状況等についての調査分析や、関連データの調査、現地ヒアリング等の実施による診断・助言等の支援を行います。

(イ) 中心市街地商業等活性化支援業務のうち、人材育成事業（経済産業省）

中心市街地活性化に係る多様な知識を有した活性化の推進を担うまちづくりのリーダー人材を育成するため、先進地での現地研修の実施等による支援を行います。

(ウ) 中心市街地商業等活性化支援業務のうち、ワークショップ等開催事業（経済産業省）

改正中心市街地活性化法に基づき中心市街地活性化に取り組もうとする市町村な

どに対し、まちづくりの先進事例等の普及や情報提供等を行うワークショップ等を開催し、中心市街地関係者の意識向上を図るための支援を行います。

(エ) 中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））（経済産業省）

中心市街地において、卸・小売、飲食店及びサービス業を営む者（商店街振興組合、事業協同組合等を含む）に対して、経営基盤の強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得、集配センターの取得、セルフサービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、販売促進・人材確保及び新分野への進出に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。

貸付限度額は、中小企業金融公庫が7億2千万円（特別金利適用の場合は2億7千万円）、国民金融公庫が7千2百万円となります。

なお、沖縄県における貸付は沖縄振興開発金融公庫が行います。

(オ) 大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）（経済産業省）

中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し、中心市街地の商業等の活性化を図るため、中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出書類の簡素化や8ヶ月の実施制限を適例除外とする等により、大規模小売店舗立地法の手続の簡素化を図るもの（法第55条関連）です。

なお、第二種大規模小売店舗立地法特例区域は、都道府県及び政令指定都市により、基本計画の認定に関わらず設定することができますが、基本計画に記載する場合においては、特定区域の指定主体と調整が進められていることが望まれます。

(カ) 卸売市場施設整備対策（農林水産省）

卸売市場における安全で効率的な流通システムの確立を図るため、適正な品質管理の推進、卸売市場の再編等に資する施設の整備に支援を行います。

E. 公共交通機関、特定事業等

(ア) 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の駐車場、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援を行います。

なお、基本計画には中心市街地へのアクセスの向上等により中心市街地の活性化に資する、公共交通機関を支援する街路、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等、交通結節点の整備等の事業及び総合交通戦略の取組でその全部が中心市街地の区域外に存するものについて記載してください。

(イ) 社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）（国土交通省）

（3）A. 市街地の整備改善（ウ）社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）を参照してください。

(ウ) 交通施設バリアフリー化設備等整備費補助（国土交通省）

本格的な高齢化社会の到来、障害者の社会参加の要請の高まり等を背景に、高齢者や障害者が鉄道または軌道を安全かつ円滑に利用できるようにするため、鉄道事業者等に対して、既存駅におけるバリアフリー化設備の整備に必要な経費の一部を支援します。

また、既存駅等に保育施設等の生活支援機能を整備するコミュニティ・ステーション化の推進、大規模地震に備え複数路線が接続する等の機能を有する主要高架駅について耐震補強の緊急的实施を図るための費用の一部を支援します。

(エ) 鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助（国土交通省）

鉄道駅において移動制約者等の移動円滑化を図るため、既存の鉄道駅における通路、階段等を改良し、これと一体的に行う移動円滑化（バリアフリー化）のための施設整備事業に対して支援を行います。

(オ) 鉄道駅総合改善事業費補助（国土交通省）

鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るために、市街地再開発事業、土地区画整理事業、自由通路の整備等の事業と一体的に行われる鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等、駅機能を総合的に改善する事業に対して支援を行います。

(カ) 地域公共交通活性化・再生総合事業（国土交通省）

地域の公共交通に関する多様なニーズ、課題に応えるため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、等の多様な事業に取り組む、同法に基づく市町村が設置する協議会に対し、パッケージで一括した支援を行います。

(キ) 踏切保安設備整備費補助（国土交通省）

踏切道における交通量、踏切事故の発生状況及び周辺状況等を勘案し、事故の防止と交通の円滑化を図るために、鉄道事業者が行う、踏切遮断機の設置、踏切警報時間制御装置の設置、高規格保安設備（大型遮断装置、二段型遮断装置等）の整備等に係る費用に対し支援を行います。

(ク) 地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）（国土交通省）

中心市街地へのアクセス利便性を向上させ、鉄道の利用者利便の増進を図るため、幹線鉄道の高速化や利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し、補助を行います。

(ケ) LRTシステム整備費補助（国土交通省）

速達性に優れ、バリアフリーや環境にも優しい利用者本位の交通体系の構築を推進する観点から、まちづくりと連携したLRTシステムの整備を推進するため、鉄軌道事業者が行う低床式車両その他LRTシステムの整備に必要な施設整備に要した費用の一部の支援を行います。

(コ) 都市鉄道利便増進事業費補助（国土交通省）

概成しつつある都市鉄道ネットワーク（既存ストック）を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。

(サ) 公共交通移動円滑化設備整備費補助（国土交通省）

高齢者、障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、バス事業者、バスターミナル事業者等に対して、公共交通機関の利用の容易化、公共交通機関相互の乗継抵抗の軽減を図るための設備の整備に要する経費の一部について支援を行います。

(シ) 観光圏整備事業（国土交通省）

交流人口の拡大により地域の活性化を図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、観光地同士や幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞在型観光を促進する観光圏整備の取組を総合的に支援する。

(ス) 地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備（国土交通省）

地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設を、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ「ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン」（全国営繕主管課長会議）等を活用し、人の移動の円滑化、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成に配慮した整備を進めることにより、地域のまちづくり計画の推進のための取組を支援します。

(セ) 企業立地促進施設等共用施設整備事業（経済産業省）

都市型新事業の円滑な展開による中心市街地の活性化を図るため、企業立地促進法に基づき、公益法人等が行う共用施設等の整備に対して支援を行います。

(ソ) 電源地域産業関連施設等整備事業（経済産業省）

都市型新事業の円滑な展開による中心市街地の活性化を図るため、電源地域において、企業立地促進法に基づき地方自治体・第3セクター等が行う産業関連施設等

の整備に対して支援を行います。

(タ) 地域 I C T 利活用広域連携事業 (総務省)

複数の地方公共団体が広域連携して、N P O 等をはじめとする地域 I C T 人材の効果的・有効的な育成・活用するとともに、公共分野における効率的な I C T 利活用に資する取り組みを実施し、I C T 利活用の促進を図る地方公共団体等に対して支援を行います。

なお、(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置の A. 市街地の整備改善、B. 都市福利施設の整備 及び E. 公共交通機関、特定事業等 のうち、沖縄振興計画に基づき沖縄県内において実施されるものについては、内閣府にその経費を一括計上し、それぞれの事業を所管する省庁に移替え等を行い執行されるものがあります。その一部については沖縄振興特別措置法に基づく補助負担割合の特例が適用されます。(内閣府)